

こども性暴力防止法に係る事業者情報登録について

指定通所支援事業所及び指定障害児入所施設は、こども性暴力防止法の施行後、義務化される従業者の犯罪事実確認手続き等に係る事業者情報について、所轄庁を通じ登録することとされています。

つきましては、下記のとおり、GビズIDを含む事業者情報のご提出をお願いします。

記

1 対象となるサービス（提出必須）

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

2 提出期限 指定申請日から3週間後まで

3 提出ファイル作成及び提出の方法

(1) 以下のURLから、以下に記載のファイルデータをダウンロードしてください。

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=179>

(掲載場所: 「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

→「文書/カテゴリ検索」→「5. 横須賀市からのお知らせ」

→「3. 新規指定(児童福祉法)」)

【ダウンロードファイル】

GビズID等事業者情報まとめ登録様式・マニュアル.zip

こども性暴力防止法に係る事業者情報登録について ※本書	142018_横須賀市_●●●.xlsx	まとめ登録マニュアル.pdf
-----------------------------	----------------------	----------------

(2) 「142018_横須賀市_●●●.xlsx」のファイル名のうち、●●●部分を事業所名又は施設名に修正してください。

(3) (2)のファイル内「はじめに」シート及び「まとめ登録マニュアル」P38～44の内容をよくご確認の上、必要事項をご入力ください。

(4) (3)で必要事項を入力したファイルをzipファイル化して圧縮し、以下のメールアドレス宛メールに添付して送信してください。(郵送提出不可)

【メールタイトル】【●●●】事業者情報登録(※●●●部分は、事業所名又は施設名に修正してください。)

【メールアドレス】shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

6 提出ファイル作成にあたっての留意事項

- ・「学校設置者等」とは、事業所又は施設を運営する法人（会社、NPO法人、社会福祉法人等）を指すものです。

※地方自治体との指定管理契約等により運営する施設については、設置者（地方自治体）が「学校設置者等」、指定管理者が「施設等運営者」となります。

- ・「**（２）学校設置者等**」及び「**（３）施設・事業所**」の両シートを必ずご入力ください。（両シートとも入力範囲が横長になっていますので、必ず入力範囲の端まで確認し、必要事項の記入漏れの無いようにしてください。）

- ・「（３）施設・事業所」シート中、「☐事業類型（選択）」欄は、次の分類から該当するものをご選択ください。

15 指定障害児入所施設等
24 指定障害児通所支援事業（児童発達支援）
25 指定障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）
26 指定障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援）
27 指定障害児通所支援事業（保育所等訪問支援）

- ・提出ファイルは、事業所又は施設ごとに作成してください。
一つの事業所又は施設で複数の指定障害児通所（入所）支援サービスを運営する場合（例：一つの事業所で、児童発達支援と放課後等デイサービスを運営）は、「（３）施設・事業所」シートにおいて、**サービスごとに一行ずつ記入し、所在地等の同一の情報はコピー＆ペーストしてください。**
- ・指定障害児通所支援事業所（横須賀市療育相談センターを除く）の場合、「（３）施設・事業所」シートにおいて「☐施設等運営者の区分」の選択肢は、「なし」をご選択の上、**37欄以降を空欄としてください。**

7 その他参考資料等

こども性暴力防止法の概要・動画・リーフレット等

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>)

【事務担当】横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 法人・障害担当 細沼

電 話：０４６－８２２－８４１１

FAX：０４６－８２７－０５６６

メール：shidokansa-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp